

●香川県告示第160号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成22年4月9日から同月30日まで一般の縦覧に覧に供する。

平成22年4月9日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 善通寺府中線（18号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
丸亀市飯山町東坂元字額3851番地先 から 丸亀市飯山町東坂元字額3843番5地 先まで	前	14.6~39.1	232	迂回路の廃止及 び平成10年香川 県告示第804号 で区域変更した 区域の一部の供 用開始並びに設 計変更に伴う一 部区域の見直し
丸亀市飯山町東坂元字額3846番4地 先から 丸亀市飯山町東坂元字額3838番1地 先まで	前	9.1~30.0	488	
丸亀市飯山町東坂元字額3846番4地 先から 丸亀市飯山町東坂元字額3838番1地 先まで	後	13.8~25.0	488	

- 4 供用開始の期日 平成22年4月12日